

○沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領

平成9年3月26日  
告示第26号

(指名停止)

第1 市長は、工事請負有資格業者(以下「有資格業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止(指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事を受注させるのにふさわしくない有資格業者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、予算執行者等(沼田市財務規則(昭和59年規則第2号)第2条第4号及び第5号に規定する予算執行者及び契約担当者をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 市長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第10号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止ができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 市長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第10号に該当したときは2.5倍)の期間
- (2) 別表第2第4号から第10号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第10号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつたとき(前2号に掲げる場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第10号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期に1箇月(別表第2第10号に該当する有資格者にあつては1.5箇月)加算した期間
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)。それぞれ当該各号に定める短期に1箇月(別表第2第10号に該当する有資格者にあつては1.5箇月)加算した期間

(指名停止の通知)

第5 市長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6 予算執行者等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7 予算執行者等は、指名停止の期間中の有資格業者が当該予算執行者等の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(調査、測量、設計、コンサルタント業務、物品の買入れ及び役務の提供等に係る指名停止等)

第9 調査、測量、設計、コンサルタント業務、物品の買入れ及び役務の提供等に係る指名停止等については、工事に関する規定の例による。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月30日告示第88号)  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月31日告示第94号)  
この告示は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年11月29日告示第184号)  
この告示は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年8月30日告示第113号)  
この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月2日告示第48号)  
この告示は、平成19年3月14日から施行する。

附 則(平成19年11月27日告示第171号)  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日告示第32号)  
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月21日告示第175号)  
この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第1関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
(1) 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事)	
(2) 市の予算執行者等の締結した請負契約に係る工事(以下この表において「発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(3) 前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)	
(4) 第2号に掲げる場合のほか、発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
(5) 発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
(7) 発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第1関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)	4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等(有資格業者の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締	3箇月以上9箇月以内

結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)	
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2箇月以上6箇月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上3箇月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	1箇月以上3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(4) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。))。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(5) 市が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第10号に掲げる場合を除く。))。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(6) 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。))が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 市内の他の公共機関の職員	2箇月以上12箇月以内
イ 市外の他の公共機関の職員	1箇月以上12箇月以内
(7) 市が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内
(8) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内
(9) 市が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から4箇月以上12箇月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
(10) 市が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。))。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。))。 イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内

資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反行為)	
(11) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(12) 市と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(暴力団等)	
(13) 代表役員等若しくは一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
(14) 代表役員等又は一般役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(15) 代表役員等又は一般役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(16) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有しているとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(17) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

(以下様式 略)